

養護老人ホーム 八田荘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 南の風が運営管理する養護老人ホーム 八田荘（以下「施設」という。）は老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行なうことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の処遇に関する計画に基づきまた、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った、サービスの提供に努める。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域やご家族との交流を深め、市町村、老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：養護老人ホーム 八田荘
- (2) 所在地：堺市中区八田南之町 162 番地の 3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施 設 長

施設長は、当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行なう。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

(2) 事 務 員 1 名

事務員は、総務、庶務、会計事務に関する業務に従事する。

(3) 主任生活相談員 2 名

次項に規定する生活相談員業務のほか、施設入所に際しての調整、他の生活相談員にたいする技術指導等に関する業務に従事します。

(4) 生活相談員 2 名

生活相談員は利用者の処遇計画の作成、利用者又はその家族に対する相談、助言その他の援助、利用者の自立のための必要な指導及び援助、退所後の支援、社会生活上の便宜の提供、利用者の介護保険サービスの利用への援助及び居宅介護支援事業者等との連携、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等、利用者の自立支援に関する業務に従事します。

(5) 主任生活支援員 1 名

主任（リーダー）支援員は、次号に規定する支援員の業務のほか、支援員に対する技術指導等に関する業務に従事します。

(6) 生活支援員 7名

支援員は利用者の処遇計画の作成及び処遇計画に沿った支援を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。

(7) 医師 1名

医師は、利用者の診療、治療、健康管理及び保健衛生指導に関する業務に従事します。

(8) 看護職員 2名

看護職員は利用者の診療の補助及び看護、並びに利用者の保健衛生、健康管理に関する業務、医療機関等との連携に関する業務に従事します。

(9) 栄養士 1名

栄養士は、献立作成、栄養管理、調理管理、材料管理、施設・設備管理、業務管理、衛生管理等利用者の「食事」に関する業務に従事します。

職員定数は、老人福祉法による配置基準定数を下まわらない職員をおくものとする。

2 前項に定めるものの他に必要に応じその他職種及び員数を変更することができる。

(入所者の定員)

第5条 施設の入所定員は120名とする。

(入所)

第6条 施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、利用者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するものとします。

(入所時の面接)

第7条 施設は、入所時に利用者に対し面接を行い、ホームの目的、方針、日課、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めるものとします。

(身上調査及び健康診断)

第8条 施設は新に入所した利用者について、身心の状況、生活歴、生活状況、家庭状況、病歴、施設に対する要望、その他身心に関する調査及び健康診断を行い、これを記録・保存するものとします。

(退所)

第9条 施設は利用者が次の事項に該当した場合、関係機関等に連絡し、協議のうえ、退所その他必要な処置を講じます。

- (1) 利用者から退所の意思表示があったとき
- (2) 利用者が無断で外泊し、帰所の見込みがないとき
- (3) 利用者が入院し3か月以上経過したとき、又は3か月以上の入院が見込まれるとき
- (4) 利用者が身体的、精神的に施設の生活が営めないと見込まれるとき
- (5) 利用者が死亡したとき

(退所への支援)

第10条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めるものとします。

2 施設は、利用者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

3 施設は、利用者の退所後も、必要に応じ、当該利用者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行うものとします。

(死亡)

第11条 施設は、利用者が死亡した時は、死因、日時、場所、その他必要な事項を、速やかに福祉事務所長、近親者、身元引受人等の関係者に連絡するものとします。また、死亡した利用者に葬祭を行うものがないときは、施設長が、法第11条第2項の規定により区市町村からの委託を受け、葬祭を行うものとします。

(命令退所)

第12条 施設長は、利用者が第34条各号の規定に違反し、違反事項について施設長の指導・指示に従わないときは、関係機関と協議しその承認を得て退所させることができるものとします。

(処遇の方針)

第13条 施設は、利用者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を適切に行うものとします。

2 利用者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行うものとします。

3 施設は、利用者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項については、理解しやすいように説明を行うものとします。

4 施設は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束」という。)を行わないものとします。

5 施設は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(処遇計画の作成)

第15条 生活相談員及び支援員は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成するものとします。

2 生活相談員及び支援員は、処遇計画について、利用者の処遇状況を勘案し、必要な見直しを行うものとします。

(処遇計画の説明)

第16条 生活相談員及び支援員は処遇計画に基づく処遇サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇サービスの内容について理解しやすいように説明を行うものとします。

(日常生活支援)

第17条 施設は、利用者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行うものとします。

2 施設は、要介護認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行うものとします。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとします。

4 施設は、利用者の外出の機会を確保するように努めるものとします。

5 施設は、利用者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行うものとします。

6 施設は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとします。ただし、利用者に傷病があり、または伝染性疾患の疑いがあるなど、医師又は看護職員が入浴が適当でないと判断する場合には行わないことができるものとします。

7 施設は、教養娯楽設備を整えるほか、適宜レクレーション行事を行うものとします。

(余暇活動)

第18条 施設は、娯楽・教養設備の充実に努め、余暇行事を適宜実施して、利用者の減衰機能の回復・防止及び健康で文化的な生活ができるように努めるものとします。

(日用品等の給貸与)

第19条 施設は利用者に対し、寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与することができるものとします。

(食事)

第20条 食事の提供は、栄養及び利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努

めるものとします。

- 2 食事の時間はおおむね以下のとおりとします。

朝食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0

昼食 12 : 0 0 ~ 13 : 0 0

夕食 17 : 0 0 ~ 18 : 0 0

- 3 利用者の外出等の理由で食事時間内の食事ができない場合は、施設は衛生上または管理上許可可能な時間帯、事前提供及び食事時間後 1 時間程度において食事の置き置きをすることができるものとします。
- 4 利用者からあらかじめ欠食する申し出があった場合は、施設は食事を提供しなくてもよいものとします。

(健康管理)

第 2 1 条 施設は、常に利用者の健康管理に留意し年 2 回以上の健康診断を実施して、その結果を記録するものとします。

- 2 施設は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康維持のため、健康・体力づくりプログラムの提供等の適切な措置を行うものとします。
- 3 医師は診療及び健康相談を行うものとします。

(居宅介護サービスの利用)

第 2 2 条 施設は、利用者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第 1 項に規定する要介護状態及び同条第 2 項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第 2 3 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じます。

(緊急時の対応)

第 2 3 条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急を要する状態の時は、ナースコール等で職員の対応を求めることができるものとします。

- 2 施設の職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は医療機関に連絡する等の必要な処置を講じます。

(預り金の取り扱い)

第 2 4 条 施設は、利用者の現金及び預貯金について、利用者及び家族等が管理することが困難と認められた場合は、別に定める「預かり金管理規程」の定めにより、施設が代わって管理することができるものとします。

(利用者の処遇の状況に関する記録の整備)

第 2 5 条 施設は、次の各号に掲げる利用者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとします。

- (1) 利用者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 身体的拘束を行った場合のその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急

やむを得ない理由の記録

(4) 利用者からの苦情の内容等の記録

(5) 利用者に対する処遇による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(外出及び外泊)

第26条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、その都度、外出・外泊先、要件、及び施設へ帰着する予定等を所定の手続きにより施設長に届け出、許可を得るものとします。

(面会及び消灯)

第27条 利用者が外来者と面会をしようとする時は利用者または外来者が面会簿に記入し、あらかじめ定められた場所において面会するものとします。その旨を施設長に届け出るものとします。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとします。

2 消灯時間は、21時とします。

(喫煙)

第28条 施設内の喫煙は、所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙とします。

(健康保持)

第29条 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限りこれを受診するものとします。

(衛生保持)

第30条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとします。

(感染予防)

第31条 利用者は感染予防に努めるものとします。

(施設内禁止行為)

第32条 利用者が、施設内で次の行為をすることを禁じます。

- (1) けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑をかけること
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること及び居室内等への危険物品を持ち込むこと
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- (5) 故意に設備又は備品を損傷・汚染し、又は無断で施設の物品を施設外に持ち出すこと
- (6) 利用者同士の物の売買
- (7) その他この規程で定められていること

(損害賠償)

第33条 利用者が、故意又は過失によって、施設（設備及び備品）に損害を与え、または無断で設備、備品の変更をしたときは、その損害を弁償し、原状に回復する責を負うものとします。

(身上変更の届出)

第34条 利用者は身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに施設長に届けなければならないものとします。

(非常災害対策)

第35条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて職員及び利用者が参加する消火、通報および避難の訓練を原則として年2回以上は避難訓練を実施するものとします。

3 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとします。

(衛生管理)

第36条 施設は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を一月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること

(2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を準備すること

(3) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

(職員の質の確保)

第37条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(秘密保持等)

第38条 職員は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報等の秘密が漏洩しないように守る(守秘義務)ものとします。

2 職員でなくなった後においても守秘義務を負うものとします。

3 施設は利用者の退所に際し、居宅介護支援事業者等に利用者の同意に基づき、必要な情報を提供することができるものとします。

(個人情報の保護)

第39条 施設は、社会福祉法人南の風「個人情報保護方針」に基づき、利用者等の個人情報の取り扱いを遵守し、適正かつ適切に行うものとします。

(苦情処理)

第40条 施設は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供する処遇に関して、市区町村からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します、市区町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとします。

(地域との連携)

第41条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第42条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること
- (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態を生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること

(施設・設備の利用、生活ルール等)

第43条 施設・設備の利用時間及び生活ルール等は、利用者の意思、希望、ニーズを把握し、利用者主体の施設サービスを提供する視点からのサービスの検証及び改善の検討を行い、施設が定めるものとします。

- 2 利用者は定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとします。
- 3 施設・設備等の利用維持管理は、施設職員が行うものとします。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。